最終更新日：2018年11月19日
エステー株式会社
代表執行役社長 鈴木　貴子
問合せ先：人事・総務グループ 椎名正明　TEL:03-3367-6311
証券コード：4951
http://www.st-c.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社是「誠実」のもと、企業と社会の持続的な相乗発展の実現を通して企業価値の向上・株主価値の増大を図るとともに、株主の権利を尊重し、経営の公正性・透明性を確保していくことが重要であると考えており、こうした持続的な相乗発展を支える仕組みづくりとして、コーポレート・ガバナンスの向上に取り組みます。

（基本方針）

1. 株主の権利と平等性を確保する。
2. 従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーとの適切な協働に努める。
3. 会社情報の適切な開示と、透明性を確保する。
4. 取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図る。
5. 株主との建設的な対話を促進する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4－1－2】中期経営計画について

当社は、経済情勢や消費動向の目まぐるしい変化にスピーディかつ的確に対応するために、迅速な意思決定と現場判断の重視や会議の削減などに取り組むことによって「スピード経営」を実現し、激変する事業環境に対応するよう努めております。現在当社は、中期経営計画は公表しておりませんが、中期経営目標を定め、その進捗確認及び分析を行い、必要に応じて単年度計画の見直しを行うこととしております。なお、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、当社ホームページに「エステー　コーポレート・ガバナンス　ガイドライン」（以下、ガイドラインという）を開示しております。

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】

当社の政策保有株式に関する考え方については、ガイドライン「第2章　株主の権利・平等性の確保　（政策保有株式に関する方針）」をご参照ください。

【原則1－7　関連当事者間の取引】

当社の関連当事者間取引に対する方針については、ガイドライン「第2章　株主の権利・平等性の確保　（関連当事者取引に対する方針）」をご参照ください。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を導入しており、資産運用に関して社員教育を実施するよう努めております。

【原則3－1　情報開示の充実】

1. 当社は、社是、経営理念については、当社ホームページの会社情報にて掲載しております。また、経営計画等につきましては決算説明会等を通じて発信をしております。
   経営理念：当社ホームページ「企業情報サイト」の「エステーの価値創造」、「私たちの経営理念」に掲載しております。
   経営ビジョン：当社ホームページ「企業情報サイト」の「エステーの価値創造」、「私たちの戦略」に掲載しております。
   経営計画：事業年度ごとの業績見通しを公表しております。
2. 「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」につきましては、 上記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1. 基本的な考え方」をご参照ください。
3. 「取締役が経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」につきましては、後述の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」の項目にて説明しております。
4. 当社は指名委員会等設置会社であり、指名委員会により取締役の選任及び解任に関する株主総会の議案内容の決定等が行われており、その方針等についてはガイドライン「第5章　コーポレート・ガバナンスの体制　（取締役候補者および経営幹部候補者の選定基準）」をご参照ください。なお、執行役の選任につきましてもガイドライン「第5章　コーポレート・ガバナンスの体制　（取締役候補者及び経営幹部候補者の選定基準）」をご参照ください。
5. 取締役と執行役の選任についての説明

＜取締役＞

取締役の選任理由は、株主総会へ取締役の選任議案を上程する際の「株主総会招集ご通知」の参考書類において毎年開示しております。「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに、当社ホームページ「株主・投資家情報」の「株主総会」に掲載しております。

＜執行役＞

□鈴木喬（代表執行役会長　経営全般担当）

同氏は、昭和60年当社入社以来、常務取締役、専務取締役、代表取締役（執行役）社長等を経て、平成24年から取締役会議長及び代表執行役会長（現職）を務めるなど、豊富な経営経験を有し、経営全般を熟知しております。同氏の豊富な経験と見識にもとづき、当社の企業価値向上を推進するため、引き続き執行役に選任いたしました。

□鈴木貴子（代表執行役社長　経営全般担当）

同氏は、平成22年当社入社以来、製造部門付マネージャー、カスタマー・サービス部門及びフレグランス・デザイン担当執行役等を経て、平成25年から代表執行役社長（現職）を務めるなど、様々な業務経験を有し、経営全般を熟知しております。同氏の豊富な経験と見識にもとづき、当社の企業価値向上を推進するため、引き続き執行役に選任いたしました。

□紺田司（常務執行役　事業統括部門担当）

同氏は、昭和57年当社入社以来、主に営業、マーケティング業務等に従事し、東京支店支店長、マーケティング部門担当執行役等を経て、現在は事業統括部門担当常務執行役を務めるなど、業務全般を熟知しております。同氏の豊富な経験と見識にもとづき、当社の企業価値向上を推進するため、引き続き執行役に選任いたしました。

□上月洋（常務執行役　営業部門担当　兼国内営業本部本部長）

同氏は、昭和62年当社入社以来、主に営業、マーケティング業務等に従事し、広島支店支店長、マーケティング部門執行役等を経て、現在は営業部門担当常務執行役及び国内営業本部本部長を務めるなど、業務全般を熟知しております。同氏の豊富な経験と見識にもとづき、当社の企業価値向上を推進するため、引き続き執行役に選任いたしました。

□鹿毛康司（執行役　エグゼクティブクリエイティブディレクター）

同氏は、平成15年当社入社以来、主に宣伝業務に従事し、宣伝グループマネージャー、宣伝担当執行役等を経て、現在は執行役としてエグゼクティブクリエイティブディレクターを務めるなど、業務全般を熟知しております。同氏の豊富な経験と見識にもとづき、当社の企業価値向上を推進するため、引き続き執行役に選任いたしました。

□吉澤浩一（執行役　経営戦略部門担当　兼関係会社担当）

同氏は、昭和60年当社入社以来、主に財務、経営企画部門等に所属し、経営企画グループマネージャー、コーポレートスタッフ部門副部門長、製造部門担当執行役等を経て、現在は経営戦略部門担当及び関係会社担当担当執行役を務めるなど、業務全般を熟知しております。同氏の豊富な経験と見識にもとづき、当社の企業価値向上を推進するため、引き続き執行役に選任いたしました。

□辻幹夫（執行役　R＆D部門担当）

同氏は、昭和60年当社入社以来、主に開発、国際部門、海外子会社等に所属し、開発部マネージャー、エステーコリアコーポレーション（韓国）（当社子会社）代表取締役社長等を経て、現在はR＆D部門担当執行役を務めるなど、業務全般を熟知しております。同氏の豊富な経験と見識にもとづき、当社の企業価値向上を推進するため、引き続き執行役に選任いたしました。

□早坂敬一（執行役　営業部門海外営業本部本部長 兼海外グループ会社統括担当）

同氏は、昭和60年当社入社以来、主に国際部門等に所属し、国際ビジネスグループマネージャー、S.T.タイランド（タイ）（当社子会社）取締役社長等を経て、現在は営業部門海外営業本部本部長及び海外グループ会社統括担当執行役を務めるなど、業務全般を熟知しております。同氏の豊富な経験と見識にもとづき、当社の企業価値向上を推進するため、引き続き執行役に選任いたしました。

【原則４－１－１　取締役会の判断・決定と執行役への委任の開示】

ガイドライン「第５章　コーポレート・ガバナンスの体制　（取締役会の役割）」をご参照ください。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役を選任することの方針等についてはガイドライン「第５章　コーポレート・ガバナンスの体制　（取締役会および各委員会の構成）」をご参照ください。なお、現在取締役９名のうち、独立社外取締役は４名となっております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が定める独立性の基準については、ガイドライン「第５章　コーポレート・ガバナンスの体制　（独立性の判断基準）」をご参照ください。

【原則４－11　取締役会の実効性確保のための前提条件】

1. 取締役の選任に関する方針、手続き等については、ガイドライン「第５章　コーポレート・ガバナンスの体制　（取締役候補者及び経営幹部候補者の選定基準）」をご参照ください。
2. 当社は、取締役候補者の選定にあたっては、他社の兼任状況も踏まえて、指名委員会において審議・決定しております。社外取締役の兼任状況につきましては、当社ホームページ「株主・投資家情報」の「株主総会」に掲載しております定時株主総会招集ご通知をご参照ください。

【原則４－11－３　取締役会の分析・評価・結果の概要開示】

取締役会は、その職務の執行がガイドラインに沿って運用されているかについて、毎年、分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。

＜平成29年度の取締役会評価結果の概要は次のとおりです＞

当社は、平成29年度の取締役会としての実効性に関し、各取締役の自己評価をベースに、取締役会において分析・評価を実施いたしました。取締役会としては、概ね実効的に運営していると評価しております。中長期的な経営についてや投資家・株主との関係についての議論等の観点では実効性向上が図られたと認識しておりますが、サクセッションプランに 関する議論等の観点で、実効性を高める必要があると認識しております。これらの分析・評価を踏まえて、引き続き取締役会の実効性の確保に 向けた取組みを進めてまいります。

【原則４－14－２　取締役のトレーニング】

当社は、取締役・執行役の就任時において、期待される役割・責務、関連法令及びコンプライアンスなどに関する知識を習得することを目的として、外部研修、交流会などへの参加の機会を奨励するとともに、その費用については、広く支援を行うこととしております。

また、社外取締役の就任の際には、当社グループの事業・財務・組織などの理解を深めるために、関連情報の提供を行っております。当社が定める取締役のトレーニングの方針については、ガイドライン「第５章　コーポレート・ガバナンスの体制（取締役および各委員会への支援体制）」をご参照ください。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話に関する方針につきましては、当報告書のIR活動状況の他に当社ホームページ「株主・投資家情報」の「株主との対話促進」に掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社シャルダン	5,587,424	25.06
日本生命保険相互会社	1,336,995	6.00
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	884,000	3.97
鈴木喬	673,600	3.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	631,400	2.83

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	615,700	2.76
フマキラー株式会社	541,000	2.43
株式会社三菱UFJ銀行	524,124	2.35
鈴木幹一	500,000	2.24
鈴木貴子	477,088	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況について
1. 当社は、平成30年９月30日現在自己株式を705,833株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 割合は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
恩藏　直人	学者											
鈴木　幹一	他の会社の出身者							△				
宮川　美津子	弁護士											
渡邊　紀征	他の会社の出身者								△			
杉山　一雄	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
恩藏　直人	○	○	○	○	学者 独立役員	マーケティング戦略の第一人者であることを活かして幅広い実績と見識にもとづいて、アドバイス及びチェック機能を果たしていただけるものと判断したため選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生ずるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
鈴木　幹一	○				―	主に広告業界における経験・見識を活かして、当社のマーケティングに対する専門的なアドバイス及びチェック機能を果たしていただけるものと判断したため選任しております。
宮川　美津子	○		○	○		

					弁護士 独立役員	主に弁護士としての経験を活かして、高度な法律的知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断したため選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生ずるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
渡邊　紀征		○	○	○	独立役員	主に企業経営者としての経験・見識を活かして、当社の経営全般に対する的確な判断が期待できるものとして選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生ずるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
杉山　一雄			○	○	公認会計士 税理士 独立役員	主に公認会計士・税理士としての経験を活かして、当社の経理・財務面での専門的な判断が期待できるものとして選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生ずるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	5	0	2	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	8名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
鈴木　喬	あり	あり	○	×	なし
鈴木　貴子	あり	あり	○	×	なし
紺田　司	なし	なし	×	×	なし
上月　洋	なし	なし	×	×	あり
鹿毛　康司	なし	なし	×	×	あり
吉澤　浩一	なし	あり	×	×	なし
辻　幹夫	なし	なし	×	×	なし
早坂　敬一	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人につきましては、その組織と独立性に関する規程を定め、監査委員会事務局を設け、事務局には事務局長1名と事務局員若干名を配置し、監査委員会の職務を補助することとしております。また、当該使用人の人事異動ならびに考課につきましては、あらかじめ監査委員会の同意を要することとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、代表執行役直轄の監査グループが担当しており、内部監査報告書を監査委員会に提出するとともに、定期的に監査委員会に対して内部監査の実施状況を報告しております。
会計監査人は監査委員会に対して、期初に監査及び四半期レビューの計画を報告し、四半期ごとに監査あるいは四半期レビューの結果を報告すると同時に意見交換を実施し、情報と問題点の共有を図っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役には業績連動型報酬制度を設けておりません。取締役の報酬は、その主な職務が監督機能であることから固定金額として定め、当社の業績状況及び各取締役の職務内容に応じて、相当と思われる金額としております。また、当社報酬委員会は、執行役がより業績や株価を意識して職務を執行するよう平成27年４月30日開催の報酬委員会において執行役の報酬制度改定を決議いたしました。執行役の退任慰労金を廃止し、信託を利用した株式報酬制度を新たに導入いたしました。この制度は毎年業績に連動して執行役にポイントを与え、退任時に累積されたポイントに応じた株式を交付する報酬制度です。執行役が株主の皆様と利益を共有し、中長期の視点で株価や業績を意識した経営を促すものであります。上記に伴い、執行役に対するストックオプションの付与を廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年３月期における当社の取締役及び執行役に対する役員報酬は次のとおりであります。
取締役（10名）に支払った報酬　　38百万円
執行役（10名）に支払った報酬　　247百万円
計　285百万円
（注）1．平成30年３月期末日現在の人員は、取締役兼執行役4名、取締役5名（うち社外取締5名）執行役5名であります。
2．上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額24百万円（執行役10名）が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1．取締役及び執行役の報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。特に執行役については、適正な業績評価を行うことにより当社の企業価値向上へのインセンティブとなる報酬であること、また、株主と利益を共有した中長期のインセンティブが組み込まれている報酬であることを方針としております。

2．取締役の報酬は、その主な職務が監督機能であることから固定金額として定め、当社の業績状況及び各取締役の職務内容に応じて、相当と思われる金額とします。なお、原則として取締役への業績比例報酬及び退職慰労金は支給いたしません。

3．執行役の報酬は基本報酬と株式報酬とします。
（1）基本報酬は、職務の役割と責任に応じた基本報酬額をベースとし、各執行役の事業年度ごとの業績結果・貢献度等を勘案し、所定の評定手順に従って基本報酬額の－5%から＋15%までの範囲で算定した業績連動報酬を加算し、報酬委員会が決定いたします。
（2）中長期インセンティブ報酬は、執行役が株主と利益を共有し中長期の視点で株価や業績を意識した経営を行うことを目的に、報酬の一部を毎年の業績に連動したポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた株式を交付することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

経営企画グループが、社外取締役との連絡窓口を務める他、指名委員及び報酬委員については、人事・総務グループマネージャーが事務局長として社外取締役を補佐しております。特に、監査委員に対しては、事務局長1名と事務局員若干名からなる「監査委員会事務局」が、毎月各業務執行部門の業務の執行状況を取りまとめ、定期的に報告が実施されており、監査委員会による業務執行の監視が適切に機能するよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 業務執行の概要

指名委員会等設置会社体制のもとで、8名の執行役が、取締役会の決議により委任を受けた事項の決定を行うとともに、当社の業務を執行しております。原則として、月2回「執行役会」を開催し、執行役相互の情報交換を通じて効率的な業務執行に努めるとともに、執行役に委任された事項のうち特に重要な事項について決定しております。定期的な執行役会の開催により、執行役同士の相互牽制が果たされておりますが、同時に取締役は3ヶ月毎に開催される定例取締役会及び必要に応じて機動的に開催される臨時取締役会等を通じて、執行役の業務執行の監視を行っております。更に、法令により取締役会の内部機関として設置された指名・監査・報酬の各委員会の機能発揮を通じて実効性のある経営監視体制の実現に努めております。なお、当社の取締役会はその過半数（5名）を社外取締役が占めており、社外取締役は独立した立場で当社の経営を監督しております。

2. 法定の各種委員会の概要

（1）指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名及び社内取締役2名の5名（男性3名・女性2名）で構成され、委員長は社外取締役が務めております。また、指名委員会規程により1年に1回以上開催することとなっており、例年、規程どおり開催されております。

（2）監査委員会

取締役及び執行役の職務執行の監査ならびに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定に関する権限を有する機関であり、社外取締役4名（男性3名・女性1名）で構成され、委員長は社外取締役4名の中から選定されております。また、監査委員会規程により、原則として1年に5回開催することとなっており、例年、規程どおり開催されております。監査委員会の職務を補助すべき使用人につきましては、その組織と独立性に関する規程を定め、監査委員会事務局を設け、事務局には事務局長1名と事務局員若干名を配置し、監査委員会の職務を補助することとしております。監査委員会の監査は、執行役からの月次の業務執行報告や個別案件に対する調査指示、ならびに監査グループの実施する実地監査への同行などの活動によって実施しております。

（3）報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬の内容を決定する機関であり、社外取締役2名及び社内取締役1名の3名（男性2名・女性1名）で構成され、委員長は社外取締役が務めております。また、報酬委員会規程により、1年に1回以上開催することとなっており、執行役に対する業績連動報酬額の決定を含め、規程どおり開催されております。

3. 監査の状況

当社の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、当社の会計監査業務を執行している公認会計士(指定有限責任社員、業務執行社員)は江口泰志氏、根本知香氏であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指し、平成16年6月15日に開催した定時株主総会の承認を経て委員会等設置会社（平成27年5月1日の会社法改正により「指名委員会等設置会社」に名称変更）に移行いたしました。

平成30年6月19日現在、取締役9名中過半数の5名が社外取締役という構成で指名委員会等設置会社としての運営を行っております。監査役会設置会社形態の頃と比べ、次のような点は着実に前進しているものと認識しており、それが指名委員会等設置会社形態を採用している理由であります。

1. 経営の監督機能と業務執行とが分離され、執行役に業務執行の権限が大幅に委譲されることによる経営の質の向上、迅速な意思決定、機動的な業務執行の実現
2. 社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の各委員会の設置による経営に対する監督機能の強化と経営の透明性の向上

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、総会集中日を避けて株主総会開催日の設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	株主様による議決権行使の利便性向上の一環として、平成30年定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を開始いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会への海外株主の出席に備え、狭義の招集通知を総会当日に配布できる体制をとっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の適時開示規則に従って、積極的に公平かつタイムリーな情報開示に努めます。情報開示の方法は、TDnetに開示後、速やかに当社ホームページに掲載します。情報開示方針につきましては、ガイドライン「第4章　情報開示（情報開示方針）」をご参照ください。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会・マーケティング戦略説明会を、それぞれ半期に1回開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的ではありませんが、随時開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信など東京証券取引所への適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、株主優待、IRスケジュール、株式情報、アナリスト説明会資料・動画配信などの各種情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名　広報グループ IR担当役員　取締役兼執行役 経営戦略部門担当　吉澤浩一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境負荷を軽減 当社は、環境負荷の軽減を目的として積極的なモーダルシフトの推進を行っており、平成20年及び平成22年に、国土交通省海事局が推進する「エコシップマーク認定事業者」に認定されました。さらに、平成27年、国土交通省鉄道局が推進するエコレールマーク制度より「エコレールマーク認定商品」及び「エコレールマーク認定企業」に認定されました。 ミュージカル支援への取組み 当社は、ミュージカルや演劇などの文化活動を積極的に行っております。平成10年より、全国で出演者を公募し、券売をしない招待のスタイルで、公演を実施するオリジナルミュージカルの主催を行っております。
その他	役員への女性の登用状況 当社の取締役の数は、9名であり、その男女別の内訳は男性6名、女性3名であります。また、執行役の数は、8名であり、その男女別の内訳は男性7名、女性1名であります。 経済産業省主催「ダイバーシティ経営企業100選」の受賞 当社は、女性デザイナーを登用し、消臭芳香剤「消臭力」をメガブランドに育成したことなどが評価され、平成26年3月に経済産業省主催の「平成25年度ダイバーシティ経営企業100選」の受賞企業に選定されました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成30年７月30日開催の当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりであります。

1．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
（1）監査委員会の職務を補助すべき独立部署として監査委員会事務局を設ける。
（2）監査委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する規程を定め、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会事務局に所属する使用人とし、事務局長１名と事務局員若干名を置く。
（3）監査委員会の職務を補助すべき取締役１名を選任する。

2．前1．の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する規程を定め、当該使用人の人事異動並びに考課につき、あらかじめ監査委員会の同意を要する。

3．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する規程を定め、指示の実効性を確保する。
（2）監査委員会事務局に所属する使用人については、監査委員会の指示を実効的に遂行できるだけの知識及び能力をもった使用人を置く。

4．次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制
（1）当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
（A）監査委員会に対する報告に関する規程を定め、下記の事項につき報告する。
a．執行役会で決議された事項
b．当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
c．当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
d．毎月の経営の状況として別途定める内容
e．内部監査内容等社内規程に規定された事項
（B）（A）の報告は、（A）の規程に基づき、執行役が直接もしくは監査委員会事務局を通じて定期的に、また必要により随時、書面により報告する。
（C）取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
（2）当社の子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下、この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告をするための体制
（A）関係会社管理規程を定め、下記の事項につき報告する。
a．関係会社の取締役会で決議された事項
b．関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
c．関係会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
d．関係会社の毎月の経営の状況として別途定める内容
e．関係会社に関する内部監査内容等社内規程に規定された事項
（B）子会社取締役等又は当社の執行役及び使用人は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

5．前4．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）監査委員会に対する報告に関する規程を定め、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員に報告した者は、当社並びに執行役及び使用人等から当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けない。
（2）当社並びに執行役及び使用人等は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。

6．当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関する者に限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針として、職務の執行について生ずる費用を請求するときは、当該請求に係る費用が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできず、着手金等の前払、及び事後的に発生した費用等の償還その他の当該職務の執行について生ずる費用の処理についても同様とする。

7．その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）内部監査部門と連携し、監査委員による往査を実施する。
（2）定期的に代表執行役及び監査法人との意見交換を実施する。

8．当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
（2）コンプライアンス体制の構築のため、コンプライアンス委員会を設置し、規程の整備を行う。
（3）当社グループとしてのコンプライアンスの取り組みの推進を行う。
（4）内部通報制度にかかる規程を制定し、ヘルプラインを設置する。
（5）反社会的勢力の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し、一切の関わりを排除する。
（6）コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の推進のために、コンプライアンス活動計画の承認と活動状況の確認、コンプライアンスに関する教育及び啓蒙活動等を実施する。

9．当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）文書管理規程を定める。
（2）執行役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する規程を定め、情報の保存・管理を適切に行うことに努める。
（3）監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員が求めたときは、執行役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する。

10．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）グループ横断的な体制として当社グループ共通のリスク管理規程を定め、各社に責任者を置く。
（2）当社グループとしてのリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の推進とリスク発生時の対応のルール化を行う。
（3）執行役は、当社グループにおいてリスク管理に関する重要な事項を発見した場合、監査委員会に対して報告する。
（4）リスク管理委員会は、特定のリスクへの対応のため、特別委員会を設けることができる。特別委員会としてPL委員会、コンプライアンス

委員会、情報セキュリティ委員会を設置する。
（5）リスク管理委員会は、その活動につき、代表執行役、執行役会並びに監査委員会に報告する。

11. 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社の取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、取締役会は経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
（2）執行役に委任した業務分掌及び権限について明確にするために、執行役の職務分掌及び権限に関する規程を定める。また、経営上の重要事項については、定期的に開催する執行役会において各執行役が協議のうえ決定する。
（3）財務報告の適正性を確保するために必要な内部統制体制を整備する。

12. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（以下、「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（A）関係会社管理規程に基づく各種報告を求める。
（B）当社グループ会社に対する内部監査部門による監査を実施し、必要により、監査委員による往査を実施する。
（2）当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（A）グループ横断的な体制として当社グループ共通のリスク管理規程を定め、各社に責任者を置く。
（B）当社グループとしてのリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の推進とリスク発生時の対応のルール化を行う。
（C）子会社を担当する執行役は、当社グループにおいてリスク管理に関する重要な事項を発見した場合、監査委員会に対して報告する。
（D）リスク管理委員会は、特定のリスクへの対応のため、特別委員会を設けることができる。特別委員会としてPL委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を設置する。
（E）リスク管理委員会は、その活動につき、代表執行役、執行役会並びに監査委員会に報告する。
（3）当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、各社の位置づけや規模に応じた適切な子会社管理及び支援を行うことにより当社グループ会社における職務執行の効率化を図る。
（4）当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（A）子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるため、コンプライアンス体制の構築を推進する。
（B）コンプライアンス体制の構築のため、コンプライアンス委員会を設置し、規程の整備を行う。
（C）当社グループとしてのコンプライアンスの取り組みの推進を行う。
（D）内部通報制度にかかる規程を制定し、ヘルプラインを設置する。
（E）反社会的勢力の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し、一切の関わりを排除する。
（5）その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループとして倫理基準を定め、遵守に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「社会的規範を遵守し、公正かつ誠実に行動する。」ことを基本方針とし、反社会的勢力の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し、一切の関わりを排除することとしております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
当社では、反社会的勢力への対応統括部署を人事・総務グループと定め、反社会的勢力排除のため、外部専門機関との連携を図るとともに、反社会的勢力に関する情報を当該機関と共有化しております。また「倫理基準」、「コンプライアンス事例集」において、反社会的勢力に対する対応等について定め、当社グループの役員、従業員に対して、コンプライアンス担当部門がその重要性及び遵守すべき関連法規などの周知徹底を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者に適時、適切な会社情報の開示を行う為、以下のとおり、社内体制の整備と適時開示すべき情報の取扱いを行っております。

1. 発生事実
各業務執行部門及びグループ各社の業務執行過程で生じる種々の重要発生事実・重要報告事項は、それぞれの業務執行部門を担当する執行役又は部門代表者より速やかに代表執行役に伝達されます。この情報を受けて情報取扱責任者が中心となり、代表執行役・部門担当執行役と協議の上、重要性及び適時開示の適否を判断し、開示することとなっております。

2. 決定事実及び決算情報
重要な決定事実及び決算情報については、取締役会又は執行役会の規定にもとづき付議・決定がなされますが、決定された重要事実あるいは決算情報について情報取扱責任者が中心となり、代表執行役、部門担当執行役と協議の上、適時開示を行うこととなっております。

業務執行・経営監視の体制

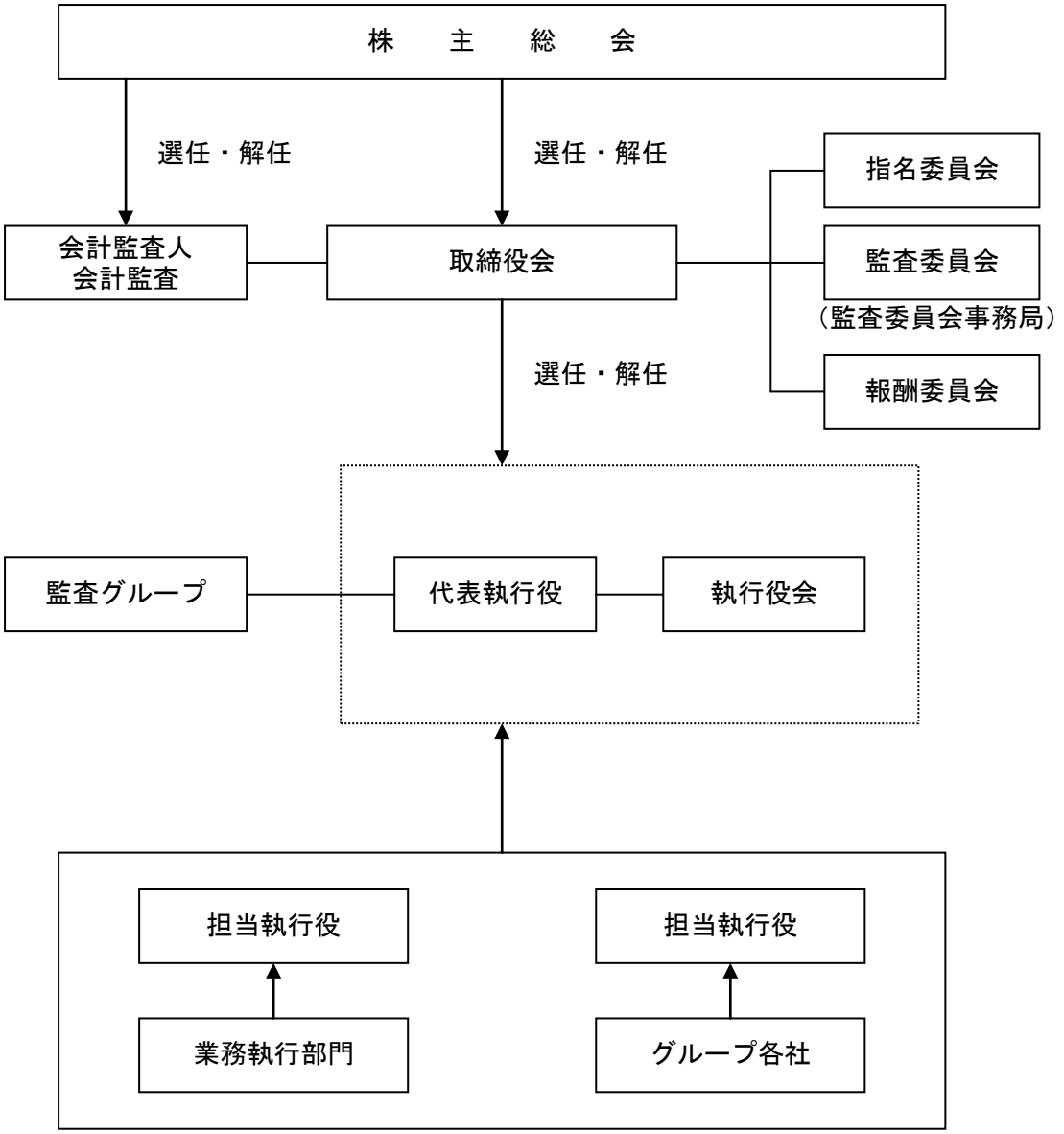

適時開示に係る社内体制

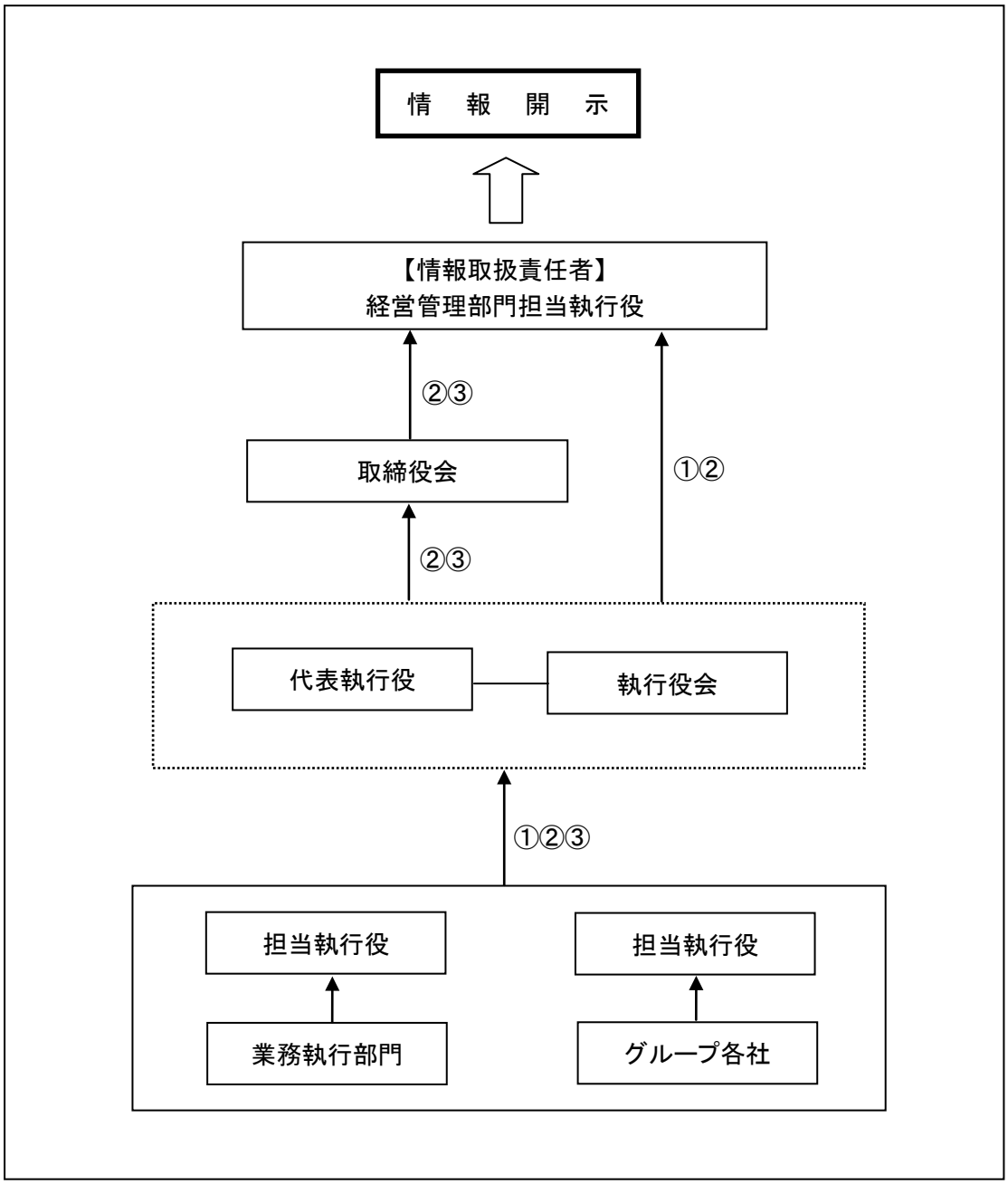

※　①　発生事実
　　②　決定事実
　　③　決算情報